第四条の五中「を適用するについて」を「の規定を適用する場合において」に、「の字句で、同表中欄に掲げるもの」を「同表の中欄に掲げる字句」に、「同表下欄の字句と読み替えるもの」を「同表の下欄に掲げる字句」に改め、同条の表を次のように改める。

第四条の三	開設者	管理者
前条	法第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十四条の二、第二十八条又は第二十九条第一項から第三項までの規定による処分	第一条の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十八条又は第二十九条の二、第二十四条第一項、第二十八条又は第二十九条第三項（第三号に係る部分を除く。）の規定による申出
前条第一号	法第二十五条第一項	第一条の規定により読み替えて適用される法第二十五条第一項
	開設者若しくは管理者	管理者
前条第二号	法第二十五条第二項	第一条の規定により読み替えて適用される法第二十五条第二項
	開設者若しくは管理者	管理者

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十五第一項中「、第二十四条第一項」の下に「、第二十四条の二」を加える。

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第三条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第十四号中「第六条の五第一項第七号」を「第六条の五第三項第八号」に改める。

（行政手続法施行令の一部改正）

第四条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「第二十四条第一項」を「第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十四条の二」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第五条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の表第三十条の項及び第三十七条の二の表第三十条の項中「第二十四条第一項」の下に「、第二十四条の二」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、医療法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

2　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項の表医療法施行令第一条の表第二十四条第一項の項及び第二十八条の項の項中「第二十四条第一項の項」の下に「、第二十四条の二第一項の項、第二十四条の二第二項の項」を加える。

総務大臣　野田　聖子
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

児童手当法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年五月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十六号

児童手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「長期譲渡所得の金額、同法」を「長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法」に、「短期譲渡所得の金額、同法」を「短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法」に改め、同条第二項中「控除を受けた者に」を「者に」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号及び第二号中「規定する控除」の下に「を受けた者」を加え、同項第三号中「規定する控除」の下に「を受けた者（同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割（同項第二号に規定する所得割をいう。）の納税義務者を含む。）」を加え、「当該控除を受けた者が同条第三項」を「その者が同法第三百十四条の二第三項」に改め、「寡婦」の下に「（同項中「第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦のうち」とあるのを「第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において」と読み替えた場合において同項に該当する者を含む。）」を加え、同項第四号中「控除」の下に「を受けた者」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の児童手当法施行令第三条の規定は、平成三十年六月以後の月分の児童手当法の規定による児童手当の支給の制限について適用し、同年五月以前の月分の当該児童手当の支給の制限については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三